

だい かい しょうがい ひと ひと きょうせい しゃかい じょうれい かしょう けんとうかい
第5回 障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)検討会

にちじ れいわがんねん がつ にち げつ
日時 令和元年12月23日(月)

ごご じ 30 ぶん から ごご じ 30 ぶん
午後1時30分から午後4時30分

ばしょ せんだいしふくし だいいちけんしゅうしつ
場所 仙台市福祉プラザ 第一研修室

し だい
次 第

1 かい かい
1 開 会

2 ほうこくじこう
2 報告事項

だい かいけんとうかい ぎろん
第4回検討会の議論について

3 ぎ だい
3 議 題

(1) じょうほうほしょう
情報保障について

(2) いしそつうしえん
意思疎通支援について

4 へい かい
4 閉 会

だい かい しょうがい ひと ひと きょうせい しゃかい じょうれい かしょう けんとうかい
第5回 障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)検討会

れいわがんねん がつ にち げつ
令和元年12月23日(月)

はいふしりょういちらん
配布資料一覧

しりょう
【資料】

しりょう こうせいいんめいぼ ざせきひょう
資料1 構成員名簿と座席表

しりょう だい かいけんとうかい ぎろん
資料2 第4回検討会の議論について

しりょう た とどうふけんじょうれい じょうほうほしょう い しそつうしえん
資料3 他の都道府県条例における情報保障・意思疎通支援について

しりょう じょうほうほしょう
資料4 情報保障について

しりょう い しそつうしえん
資料5 意思疎通支援について

さんこうしりょう
【参考資料】

しょうがい ひと ひと きょうせい しゃかい じょうれい かしょう こっし あん
障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)の骨子(案)

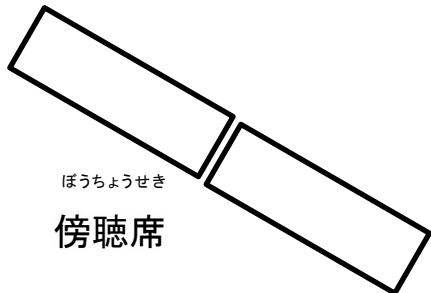
しょうがい ひと ひと きょうせい しゃがい じょうれい かしょう けんとうかい
障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）検討会
こうせいいんめいぼ
構成員名簿

No.	しめい 氏名	しよぞくとう 所属等	びこう 備考
1	あべ ゆうじ 阿部 裕二	とうほくふくしだいがく そうごうふくしがくぶ 東北福祉大学 総合福祉学部	ざちよう 座長
2	おいかわ あつお 及川 篤生	こうえきざいだんほうじんみやぎけんしかくしょうがいしゃふくしきょうかい 公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	
3	おいかわ とも 及川 智	みやぎアピール大行動実行委員会	
4	おやま けんいち 小山 賢一	みやぎもうろう児・者友の会	
5	かさばら たろう 笠原 太良	せんだいべんごしかい 仙台弁護士会	ふくぎちよう 副座長
6	かとう たかよし 加藤 孝吉	こうえきしゃだんほうじんにほん きょうかい みやぎけんしぶ 公益社団法人日本てんかん協会 宮城県支部	
7	かんだ たく 神田 拓	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 じへいしょう 自閉症ピアリンクセンターここねっと	
8	きむら かな 木村 香奈	いっばんしゃだんほうじんみやぎけんしゃかいふくししかい 一般社団法人宮城県社会福祉士会	
9	きむら りょうこ 木村 綾子	せんだい 仙台スピーカーズビューロー	
10	くまざわ はるお 熊沢 治夫	こうえきしゃだんほうじんみやぎけん きょうかい 公益社団法人宮城県バス協会	
11	こんの えりこ 今野 恵理子	みやぎけんしょうこうかいれんごうかい 宮城県商工会連合会	
12	さとう くみこ 佐藤 久美子	なとりしやくしよ 名取市役所	
13	たかはし ひさし 高橋 久	しょうがいしゃきょうどうせいかつえんじよ はぎ 障害者共同生活援助 萩	
14	ほそかわ かおる 細川 かおる	いっばんしゃだんほうじんみやぎけんちようかくしょうがいしゃふくししかい 一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会	
15	もがみ ようこ 最上 陽子	みやぎろうどうきよく 宮城労働局	
16	やつ さとし 谷津 聡	こうえきしゃだんほうじんみやぎけんたくちたてもとりひきぎょうきょうかい 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会	
17	わだ くにこ 和田 邦子	みやぎけん 宮城県サルコイドーシス友の会	

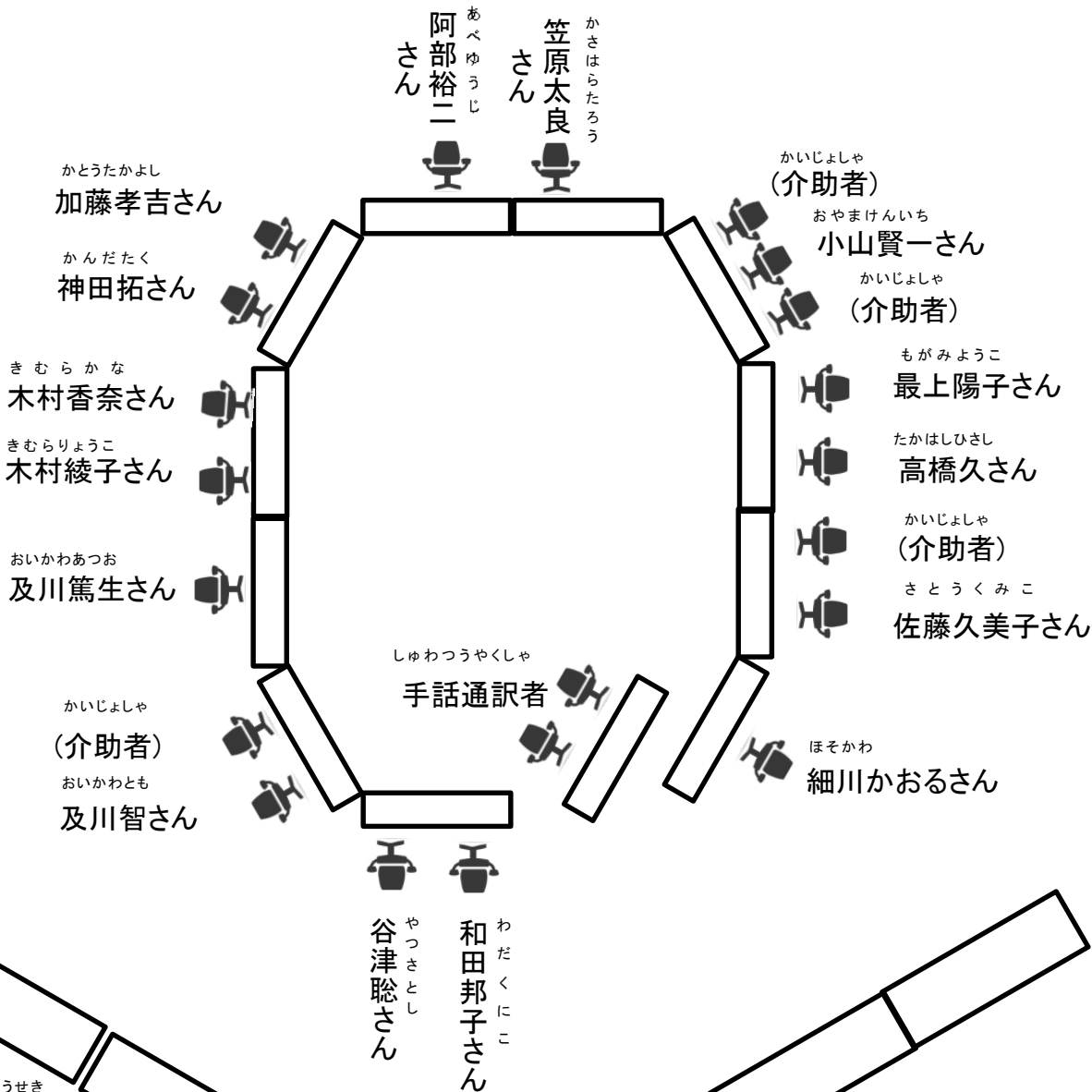
ごじゅうおんじゆん けいしりやうやく
(五十音順, 敬称略)

第5回 障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)検討会・座席表

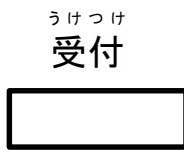
事務局 席



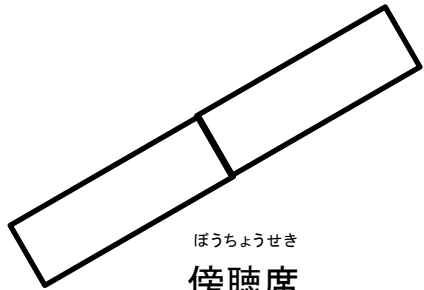
傍聴席



記者席



受付



傍聴席

出入口

だい かいけんとうかい ぎろん
第 4 回 検討会の 議論 について

だい かいけんとうかい ぎだい そうだんたいせい
1 第 4 回 検討会の 議題 1 「相談体制 について」

ぎろん じこう ぜんかいていじないよう
【議論 いただきたい 事項】 (前回 提示 内容)

- じょうれい こっし あん もと つぎ きてい そうてい
○ 条例の 骨子 (案) に 基づき、次の とおり 規定 することを 想定 しています。
- 1 しょうがい ひとおよ かぞく た かんけいしゃ けん たい しょうがい りゆう
1 障害のある 人 及び その 家族 其他の 関係者 は、県 に対し、障害 を 理由 と
さべつとう かん そうだん い か とくていそうだん
する 差別等 に関する 相談 (以下 「特定 相談」 という。) を することが できる。
- 2 けん とくていそうだん つぎ かか ぎょうむ おこな
2 県 は、特定 相談 が あった ときは、次に 掲げる 業務 を 行う もの と する。
- ① とくていそうだん おう ひつよう じよげんおよ じょうほうていきよう おこな
① 特定 相談 に 応じ、必要 な 助言 及び 情報 提供 を 行う こと。
- ② とくていそうだん かかわ かんけいしゃかん ちょうせい おこな
② 特定 相談 に 係る 関係者 間の 調整 を 行う こと。
- ③ かんけいぎょうせいきかん つうち た とくていそうだん しょうり ひつよう じむ
③ 関係 行政 機関 への 通知 その 他 特定 相談 の 処理 の ため に 必要 な 事務 を
おこな
行う こと。
- 3 けん とくていそうだん かん ぎょうむ おこな てきとう みと もの とうがい
3 県 は、特定 相談 に関する 業務 を 行わせる ため、適当 と 認める 者に、当該
ぎょうむ ぜんぶまた いちぶ いたく
業務 の 全部 又は 一部 を 委託 することが できる。
- 4 ぜんこう いたく う もの せいとう りゆう いたく う ぎょうむ かん
4 前項 の 委託 を 受けた 者は、正当 な 理由 なし に、その 委託 を 受けた 業務 に関
し え ひみつ も ぎょうむ じゅうじ もの
して 知り 得た 秘密 を 漏ら して は ならない。その 業務 に 従事 する 者 で なくなっ
あと どうよう
た 後 においても 同様 と する。
- これ について、ごいけん
○ これ について、御意見 は ありますか。

ほそくせつめい
(補足説明)

けん へいせい ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう せこう う
県では、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことを受け、

みやぎけんしょうがいしゃけんりようご しょうがいしゃさべつ かん けん そうごうそうだんまどぐち
「宮城県障害者権利擁護センター」を障害者差別に関する県の総合相談窓口
としております。

おも ごいけん
<主な御意見>

そうだんぎょうむ いたく
【相談業務を委託することについて】

ア いたく せんもんせい ふあん そうだんぎょうむ けん じっし
委託では専門性に不安があるので、相談業務は県で実施していただきたい。

イ そうだんぎょうむ いたく けん いたくさき じょげん しどう ひつよう
相談業務を委託するのであれば、県として、委託先への助言や指導が必要
だと思ふ。

ウ そうだんぎょうむ けん たんとうしゃ はい せきん も たいおう
相談業務には、県の担当者も入って、責任を持って対応するようにしてい
ていただきたい。

そうだん う つ まどぐち
【相談を受け付ける窓口について】

ア けんちょう けん ほけんふくしじむしょ そうだんいん にはいち
県庁と県の保健福祉事務所ごとに、相談員を1～2人配置すべきである。

イ ちいきそうだんいん しんたいしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがいしゃそうだんいんどう そうだん
地域相談員として、身体障害者相談員や知的障害者相談員等にも相談
ぎょうむ にな ほ
業務を担わせるようにして欲しい。

【相談を受け付けた後の対応について】

ア 相談事案ごとに、解決方法が適切であったかを検証し、フィードバック
できる体制づくりが重要である。

イ 個人を特定される可能性もあることから、秘密の保持は徹底していただき
たい。

ウ 相談したことによって、その後の生活やサービス利用に影響が出ないよ
うにしていいただきたい。

2 第4回検討会の議題2 「助言・あっせんについて」

【議論いただきたい事項】（前回提示内容）

- 条例の骨子(案)に基づき、以下の内容を盛り込むことを想定しています。
- 1 障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供について、
県への相談では解決が見込めないときは、知事に対し、解決のための助言又はあっせんを求めることができる仕組みを規定する。
 - 2 知事は、助言又はあっせんの求めがあった場合には、必要に応じて、公正・中立な第三者機関たる調整委員会に助言又はあっせんを求めることとし、当該調整委員会は関係者に説明又は資料の提出を求めることができることを規定する。
 - 3 調整委員会は、事案を解決するため、助言又はあっせんを行うことを規定する（ただし、事案の性質上助言又はあっせんをすることが適当でないときは除くこととする。）。
 - 4 調整委員会は、事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができることを規定する。
 - 5 正当な理由なく、関係者が説明又は資料の提出を拒否した場合や、差別

等をしたと認められる者が、調整委員会からのあつせん案を受諾しないときは、知事はその者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができることを規定する。

6 知事は、正当な理由がなく勧告に従わない者に対しては、その者への意見聴取等を経て、その旨を公表できることを規定する。

7 調整委員会は、知事が任命する委員10人以内で組織することとし、委員には、守秘義務を課すことを規定する。

○ これについて、御意見はありますか。

＜主な御意見＞

【調整委員会の委員について】

ア 調整委員会の委員は、原則奇数人で構成することとし、その過半数については、障害のある人とすべきである。

イ 事案に応じて、適切な知識や経験を有する人を適宜加えるような体制が望ましいと思う。

ウ 委員の人材養成や育成ができる仕組みが必要ではないか。

【助言・あっせんの入口となる相談体制について】

複数の相談窓口を用意していただきたい。

【助言・あっせんを行った後の県民への周知について】

ア 助言・あっせん事例については、県民に共有されるよう、フィードバックをしっかりと行っていくことが重要である。

イ 事例の蓄積とともに、事案の詳細な報告書を作成するようにしていただきたい。

た とどうふけんじょうれい
他の都道府県条例における
じょうほうほしょう いしそつうしえん
情報保障・意思疎通支援について

(1) じょうほうほしょう いしそつうしえん かん きてい おお わ い か
情報保障・意思疎通支援に関する規定としては、大きく分けて以下の
3つのパターンがある。

① けんせい かん じょうほう かのう かぎ しょうがい ひと はいりよ かたち てい
県政に関する情報を、可能な限り、障害のある人に配慮した形で提
きょう ぎだい
供する。【議題1】

② じょうほう しゅとく りよう いしそつう じょうほうほしょう いしそつう しえん もの
情報を取得・利用し意思疎通ができるよう、意思疎通を支援する者を
ようせい どう ひつよう せさく しえん おこな ぎだい
養成する等の必要な施策（支援）を行う。【議題2】

③ さべつかいしょうじょうれい ふとう さべつてきとりあつか きんし きてい なか
差別解消条例の不当な差別的取扱いを禁止する規定の中で、その
いちれい せいとう りゆう しょうがい りゆう じょうほう ていきょうまた
一例として、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は
じゅりよう きよひ せいげん きんし
受領を拒否・制限することを禁止する。

(2) た とどうふけんじょうれい じょうほうほしょう いしそつうしえん かん じょうき
他の都道府県条例において、情報保障・意思疎通支援に関する上記①
から③の規定のいずれかを設けているのは、 32 県中 15 県である。

(3) た とどうふけんじょうれい じょうきょう
他の都道府県条例の状況

	①	②	③		①	②	③
みやぎけん あん 宮城県 (案)	○	○	みてい (未定)	みえけん 三重県	○	○	—
ほっかいどう 北海道	—	—	—	きょうとふ 京都府	—	—	○
いわてけん 岩手県	—	—	—	おおさかふ 大阪府	—	—	—
やまがたけん 山形県	—	○	○	ならけん 奈良県	—	—	—
ふくしまけん 福島県	—	○	—	とっとりけん 鳥取県	○	○	—
いばらきけん 茨城県	—	—	—	とくしまけん 徳島県	○	○	—
とちぎけん 栃木県	—	—	—	かがわけん 香川県	—	—	—
ぐんまけん 群馬県	○	○	—	えひめけん 愛媛県	—	○	—

さいたまけん 埼玉県	—	○	—	ふくおかけん 福岡県	—	—	—
ちばけん 千葉県	—	—	○	さがけん 佐賀県	—	—	—
とうきょうと 東京都	○	○	—	ながさきけん 長崎県	—	—	○
とやまけん 富山県	—	—	—	くまもとけん 熊本県	—	—	○
ふくいけん 福井県	○	○	○	おおいたけん 大分県	—	—	—
やまなしけん 山梨県	—	○	○	みやぎけん 宮城県	—	—	—
ぎふけん 岐阜県	○	—	—	かごしまけん 鹿児島県	—	—	○
しずおかけん 静岡県	—	—	—	おきなわけん 沖縄県	—	—	○
あいちけん 愛知県	—	—	—	ごうけい 合計	7	11	9

※ ○は当該規定あり，—は規定なし。

じょうほうほしょう
情報保障について

ぎろん じこう
【議論いただきたい事項】

- じょうれい こっし あん もと いか ないよう も こ そうてい
条例の骨子(案)に基づき、以下の内容を盛り込むことを想定しています。

しょうへき じよきよ
(障壁の除去)

- 1 けん しょうがい ひと じょうほう しゅとくおよ い しそつう
県は、障害のある人が情報の取得及び意思疎通ができるようにするため
ひつよう しえん おこな
に必要な支援を行うものとする。
- 2 けん しえん おこな ぼあい しょうがい とくせい おう たよう たいおう ひつよう
県は、支援を行う場合は、障害の特性に応じた多様な対応が必要である
ことを認識し、しょうがい とくせい はいりよ おこな
ことを認識し、障害の特性に配慮して行うものとする。

じょうほうはっしんとう
(情報発信等)

- 3 けん しょうがい ひと けんせい かん じょうほう すみ え
県は、障害のある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよ
かのう かぎ しょうがい ひと はいりよ けいたい しゅだんおよ ようしき じょうほう
う、可能な限り、障害のある人に配慮した形態、手段及び様式によって情報
ていきよう おこな
提供を行うものとする。
- これについて、ごいけん
御意見はありますか。

い し そつう し えん 意思疎通支援について

ぎろん 【議論いただきたい事項】

- じょうれい こっし あん もと づき い か ないよう も こ そうてい
条例の骨子(案)に基づき、以下の内容を盛り込むことを想定しています。

しゅだん ふきゅう (手段の普及)

- 1 けん しょうがい とくせい おう たよう じょうほうていきょう ほうほう ふきゅう ひつよう
県は、障害の特性に応じた多様な情報提供の方法が普及するよう必要
な施策を講ずるものとする。

- 2 けん しょうがい ひとみずか じょうほう しゅとくおよ い し そつう おこな
県は、障害のある人自らが、情報の取得及び意思疎通を行えるよう、
せいかつ ひつよう くんれん おこな
生活に必要な訓練を行うものとする。

しえんしゃ ようせいとう (支援者の養成等)

- 3 けん しゅわつうやく てんやく た ほうほう しょうがい ひと じょうほう しゅとくおよ
県は、手話通訳、点訳その他の方法により障害のある人の情報の取得及
い し そつう しえん もの い か い し そつう しえんしゃ ようせいおよ ぎじゅつ
び意思疎通を支援する者(以下「意思疎通支援者」という。)の養成及び技術
こうじょう ひつよう せさく こう
の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 4 けん い し そつう しえんしゃ しどうしゃ ようせい おこな
県は、意思疎通支援者の指導者の養成を行うものとする。

- 5 けん い し そつう しえんしゃ えんかつ はけん おこな
県は、意思疎通支援者の円滑な派遣を行うものとする。

- 6 けん 1 から 5 を じっし あ ひつよう おう しちょうそん れんけい
県は、1 から 5 を実施するに当たっては、必要に応じて、市町村と連携を
はか
図るものとする。

○ これについて、御意見^{ごいけん}はありますか。

＜共生社会の実現に向けた県の取組＞
障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)の骨子(案)

1 自的や理念等	
目的	○障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現
定義	○障害のある人、事業者、社会的障壁、障害の社会モデル
基本理念	○五つの理念 ①個人の尊重 ②活動機会確保、 ③意思疎通や情報取得手段の確保、 ④性別や年齢の複合的困難に応じた適切な配慮 ⑤障害の社会モデルの理解
県の責務	○基本理念にのっとった施策展開
市町村等との連携	○市町村、県民、事業者と連携
県民の役割	○理解促進、施策協力
財政上の措置	○財政措置の努力義務

2 障害を理由とする差別の解消に関すること					
障害を理由とする差別の禁止	○県民は、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止 ※差別の定義は規定せず、ガイドライン等の策定を検討 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>■差別解消法より拡大 (障害者基本法では「何人も」禁止)</td> <td>行政 義務</td> <td>事業者 義務</td> <td>県民 規定なし→義務</td> </tr> </table>	■差別解消法より拡大 (障害者基本法では「何人も」禁止)	行政 義務	事業者 義務	県民 規定なし→義務
■差別解消法より拡大 (障害者基本法では「何人も」禁止)	行政 義務	事業者 義務	県民 規定なし→義務		
合理的配慮の提供義務	○事業者は、合理的配慮に努める <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>■障害のある人とな い人の相互交流を考慮 し差別解消法と同様</td> <td>行政 義務</td> <td>事業者 努力義務</td> <td>県民 規定なし</td> </tr> </table>	■障害のある人とな い人の相互交流を考慮 し差別解消法と同様	行政 義務	事業者 努力義務	県民 規定なし
■障害のある人とな い人の相互交流を考慮 し差別解消法と同様	行政 義務	事業者 努力義務	県民 規定なし		
相談体制	○県は、障害者権利擁護センターに相談業務を委託可能 ○センター職員等に守秘義務				
助言あっせん	○県に対し助言あっせんの求めが可能 ○調整委員会が助言あっせん ○委員会に説明・資料提出要求権限				
勧告・公表	○正当な理由がないあっせん案拒否や委員会の要求拒否に勧告 ○正当な理由がない勧告拒否は意見聴取等を経て公表				
調整委員会	○調整委員会(委員10人程度)設置 ○委員に守秘義務				

3 手話を言語として認識することを始めとした情報保障に関すること	
手話の公的認知	○手話を言語と認識し必要な施策を実施
情報の取得及び意思疎通における障壁の除去	○情報の取得及び意思疎通ができるようにするために必要な支援を実施 ○支援に当たっては障害の特性に配慮
障害のある人に配慮した情報発信等	○障害のある人に配慮した形態、手段及び様式による情報提供
意思疎通等の手段の普及	○多様な情報提供方法の普及 ○生活に必要な訓練の実施
意思疎通支援者の養成等	○意思疎通支援者の養成・技術向上 ○意思疎通支援者の指導者の養成 ○意思疎通支援者の派遣

キーワード

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会の事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

障害の社会モデル

障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。

不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別すること。

合理的配慮の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

手話を言語として認識

手話を言語として認識する。
手話をはじめとする手段により、情報取得や意思疎通が図られる環境を整備する。